

小名浜港剣浜緑地の一部供用に関する変更について

1 変更の目的

小名浜港剣浜緑地については、平成28年10月15日から一部供用を開始したところであるが、現状施設の管理・運営の取扱いについて見直しを行うもの。

2 変更の内容

栈橋等のエリアを開放エリアに加えるとともに、開放時間の見直しを図る。

(1) 利用できる施設

変更前		変更後	
(自由使用エリア)		(自由使用エリア)	
緑地	3箇所	緑地	4箇所
駐車場	2箇所	駐車場	2箇所
トイレ	2箇所	トイレ	3箇所
海上遊歩道	279m	海上遊歩道	279m
釣り栈橋	160m	釣り栈橋	160m
		(栈橋等利用エリア)	
		メイン栈橋	194m
		一時係留浮栈橋	91.5m
		ディングー栈橋	20m
		斜路	1箇所
		ディングーヤード	1箇所
		駐車場	1箇所

(2) 開放時間

変更前		変更後	
夏期 (7~8月)	8:30~18:30	夏期 (5~8月)	8:30~18:30
冬期 (12月~2月)	8:30~16:00	冬期 (10月~2月)	8:30~16:30
上記以外 (3~6月、9~11月)	8:30~17:00	上記以外 (3~4月、9月)	8:30~17:30

3 栈橋等利用エリアの利用について

○ 使用許可を得ること。

〈 使用許可の主な条件等 〉

- ・ 公共用又は公益事業の用に供する使用であるほか、県民福祉・文化普及等向上に寄与し、営利を目的としない各種船舶関連の活動やイベントによる利用であること。
- ・ 周辺の関係者との調整が済み、安全対策や緊急時の連絡体制が整っていること。

小名浜港剣浜緑地開放エリア

- 自由使用エリア
- 棧橋等利用エリア(普段は閉鎖)
- 関係者以外立入禁止エリア
- 今回使用可能になったエリア

